

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和2年6月18日

社会福祉法人上尾あゆみ会
理事長 武藤 政春

- 1 入札対象工事
 - (1) 工事名称 共同生活援助事業所
「フレンズ」移転新築工事
 - (2) 工事場所 上尾市平塚一丁目172番1
 - (3) 構造規模 木造平屋建て
 - (4) 建物用途 共同生活援助事業所
 - (5) 延床面積 209.84㎡
 - (6) 工事概要 居室7、世話人室1、食堂、浴室、トイレ等
 - (7) 着手 令和2年9月1日（予定）
完成引渡 令和3年2月28日（諸官庁検査済証取得含む）
 - (8) 入札予定価格 公表しない
- 2 入札日時 令和2年7月22日 午前10時
- 3 入札場所 別途通知する。
- 4 入札に参加できる者の形態及び必要な資格
 - (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格名簿（平成31・32年度）に登載されている単体企業（共同企業体は不可）。ただし、入札日に埼玉県指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者で、埼玉県北本県土整備事務所管内に、建設業法に基づく建設工事業の許可を受けた本店・支店・営業所を有する者。
 - (2) 地方自治法第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する期間で、建設業法による営業停止などの処分を受けていない者。
 - (4) 元請けとして請け負った工事で、平成22年4月1日以降に完成引渡しを行ったものの中に、社会福祉施設（グループホーム・ケアホームを含む）建築工事一式の施工実績を有する者。
 - (5) 入札の参加者は理事が役員をしている企業でないこと。
 - (6) 対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。

(7) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規定により
資格審査数値（建築）が740点以上の者

5 入札参加資格申請

入札参加希望者は、令和2年6月24日午後1時までに会社名、住所、建設業許可番号、担当者名、電話番号、FAX番号と「入札参加希望」を明記のうえ、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格審査数値が確認できる書類の写し及び入札参加資格の確認ができる書類の写しを付し、下記にFAXにて申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。配置する管理技術者の証明書（建築）1名を添付すること。

・申込書類提出先

社会福祉法人上尾あゆみ会理事長宛て

〒362-0061 上尾市藤波一丁目209番地の2

社会福祉法人上尾あゆみ会本部事務局

TEL：048-787-4747 FAX：048-787-4380

担当 米澤

・参加資格申請を送信後、受信の確認を電話にて必ず行うこと。

・資格審査後、参加資格を確認した者には通知を行う。

6 設計図書等貸出日 令和2年7月1日

設計図面、特記仕様書は、参加資格を確認した者に配布方法等について通知する。

7 現場説明会 開催しない。

8 設計図書等に関する質問

ファクシミリにより提出すること。

質問受付期間 令和2年7月 2日 午前9時から

令和2年7月10日 午後4時まで

質問に対する回答 令和2年7月15日 午後4時までに、全ての質問に対する回答を全参加者に送付する。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、見積金額の110分の100の額を記入した入札書を封筒に入れ、代表者印にて封印して提出のこと。入札書の様式は、入札説明書に示すものとする。

(2) 入札に参加する者の数が1者のみであるときは、初度入札の1回のみ入札を行う。ただし、再度入札で参加者が1者になった場合はこの限りでない。

(3) 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。

(4) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初

度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。(最低制限を下回った場合は、再度入札ができない。)

- (5) 再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。
- (6) 再度入札は、3回とする。
- (7) 入札の辞退は、入札前は辞退届を持参または書留郵便にて、入札中には入札書に記して提出して行う。
- (8) 入札参加者がいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (9) 入札を公正に行うことができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
- (10) 天災、地変その他やむを得ない事由により入札を行うことが困難なときは、延期し又は取りやめることができる。
- (11) 入札の無効の定めは入札説明書にて通知する。

10 最低制限価格 設定あり

11 入札保証金 不要

12 落札者の決定等

- ・ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格あり。
- ・ 落札額は、入札書に記載された金額により決定し、これに消費税を加算した金額を契約金額とする。
- ・ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、発注者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合は必要としない。
- (2) 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書により、これを還付するものとする。
- (3) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者にかかる契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、還付しないものとする。(落札者は、7日以内に仮契約書を提出すること)
- (4) 本契約は、理事会の承認を得て行う。

14 契約約款の適用

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款による。

15 請負代金の支払

前払い金、部分払い金は無。工事完成引渡し後一括支払いとする。

16 特記事項

- ・落札者は、設計図書及び現場状況を十分に把握したうえ、落札日以降 10 日以内に工事費明細内訳書、工程表を提出すること。
- ・契約の履行については、発注者及び管理者の指示に従うこと。

以上